

## ○福島地方水道用水供給企業団職員の職 務に専念する義務の特例に関する条例

〔昭和60年11月1日  
条例第12号〕

（趣旨）

**第1条** この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務に専念する義務の免除）

**第2条** 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ企業長の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- （1）研修を受ける場合
- （2）厚生に関する計画の実施に参加する場合
- （3）前2号に規定する場合を除くほか、企業長が定める場合

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。